

設置場所

1 寝室

就寝に使用する部屋の天井または壁面に設置します。



2 階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面に設置します。(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)の階段は除く)

3 台所

皆野町では台所への設置を義務づけていませんが、火災の起こりやすい場所ですので、なるべく設置しましょう。

住宅用火災報知器の設置をお願いします

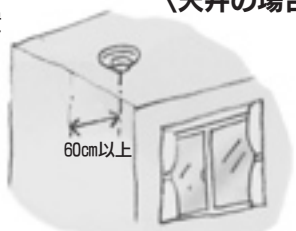
火災から大切な生命を守るために！

住宅火災による死者数が急増していることから、新築住宅への火災報知器の設置が今年の6月1日から義務づけられます。
また、現在建っている住宅(既存住宅)についても、平成20年6月1日までに設置することとされました。

設置上の注意点

▼壁面からの取付位置

火災報知器の中心を壁から60cm以上離します。



〈天井の場合〉

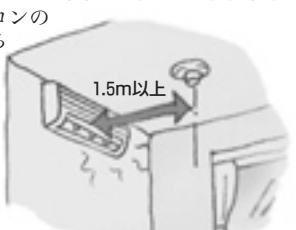
▼はりなどがある場合の取付位置

火災報知器の中心を梁から30cm以上離します。



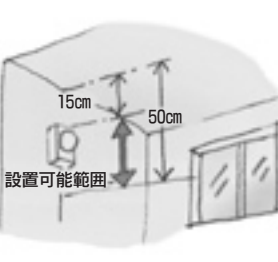
▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15~50cm以内に火災報知器の中心がくるように取り付けます。



火災報知器の種類

天井取り付け式



壁取り付け式



※火災報知器は3,000円前後のものからあります。

【問合せ】 秩父消防本部予防課 ☎21-0121 / 消防署皆野分署 ☎62-0256

産業廃棄物不法投棄110番

産業廃棄物の不法投棄は、人目につきにくい場所や夜間に行われるなど、悪質・巧妙化しています。

県では産業廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、情報提供を専用受け付ける電話を設置しています。

フリーダイヤル 0120-530-384

※夜間・休日は留守番電話による受け付けとなりますが、録音された通報は担当職員の携帯電話に自動転送されます。

問合せ 県廃棄物指導課 ☎048-830-3136



苗を無料配布します

秋に開催するみんなの皆野ふれあいまつりで、「第6回ジャンボかぼちゃコンテスト」を行います。

個人はもちろんのこと、幼稚園、学校、子ども会など、各種団体でも参加できます。ふるってご参加ください。

日時 5月24日(水) 午前9時~正午

場所 役場玄関脇

問合せ 農業委員会 ☎62-1230 内線153